

矢板市国土強靭化地域計画 概要版

はじめに

1 策定の主旨

国及び栃木県国土強靭化地域計画を踏まえ、矢板市域内及び周辺地域において、今後想定される大規模自然災害が発生した場合に、最悪の事態をもたらさないための事前の備えとして取組をまとめ、災害に強く安心して暮らせる地域づくりを目指した計画です。

3 計画期間

令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間とします。P D C Aサイクルにより、重要業績評価指標や各取組の進捗状況を踏まえ、必要に応じて計画を見直します。

第1章 地域計画策定の基本的な考え方

1 基本目標

いかなる災害などが発生しようとも、以下4つの基本目標が達成できるように施策を推進します。

- ①市民の生命の保護が最大限図られること
- ②市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④迅速な復旧・復興

2 基本方針

(1) 基本姿勢

- ・本市の地理的特性、社会的特性を踏まえた施策を推進します。
- ・女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等に十分配慮して対策を講じます。
- ・自助、共助、公助を基本に、関係機関等と適切な連携・役割分担の下、施策に取り組みます。

(2) 適切な施策の組合せ

- ・ハード施策とソフト施策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進します。
 - ・非常時における効果発揮のみならず、平時における市民生活の豊かさの向上にも留意します。
- #### (3) 効率的な施策の推進
- ・人命の保護を最優先に考え、選択と集中による施策の重点化を図ります。
 - ・既存の社会資本の有効活用および効率的な維持管理により、効果的に施策を推進します。
 - ・民間投資の促進を図ります。

第2章 脆弱性評価

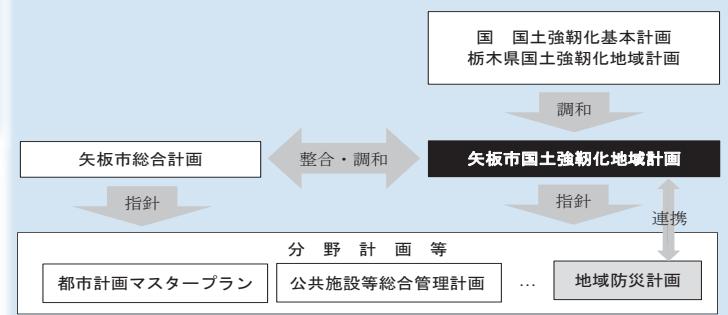
1 想定するリスク

地域防災計画においても対象とされている、以下の大規模自然災害を対象とします。



2 本計画の位置付け

国の基本計画や県の地域計画と調和を図りつつ、総合計画と双方で整合・調和を図るとともに、地域防災計画と連携し、強靭化に資する施策を推進します。



2 事前に備えるべき目標及びリスクシナリオ

「事前に備えるべき目標」と、その妨げとなる起きてはならない最悪の事態として「リスクシナリオ」を以下のとおりに設定します。

【事前に備えるべき目標及びリスクシナリオ】

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1	直接死を最大限防ぐこと	<ul style="list-style-type: none">1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による死傷者の発生1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生1-4 大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生1-5 暴風雨や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保すること	<ul style="list-style-type: none">2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギーの供給の長期停止2-2 孤立地域の発生、長期化2-3 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足2-4 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生、劣悪な避難生活環境及び不十分な健康管理による多数の被害者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保すること	<ul style="list-style-type: none">3-1 被災による職員・施設機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保すること	<ul style="list-style-type: none">4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
5	経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせないこと	<ul style="list-style-type: none">5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の経済活動の停滞5-2 基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響5-3 食料等の安定供給の停滞
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期復旧を図ること	<ul style="list-style-type: none">6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止6-2 上水道、汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止6-3 防災インフラの長期間にわたる機能不全
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させないこと	<ul style="list-style-type: none">7-1 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生7-2 有害物質の大規模拡散・流出による荒廃7-3 農地・森林等の被害による荒廃
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備すること	<ul style="list-style-type: none">8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、復興に向けたビジョンの欠如等により、円滑な復興ができなくなる事態8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失8-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態8-5 風評被害や信用不安、生産力の回復の遅れ、大量失業・倒産等による経済等への甚大な影響

3 リスクシナリオを回避するために必要な施策分野

国の基本計画・県の地域計画において設定された

分野と調和を図りながら、6つの個別施策分野と2つの横断的分野を設定しました。



第3章 強靭化の推進方針

脆弱性評価の結果に基づき、必要となる施策を検討し、以下のとおり、推進方針を定めました。

施策分野	項目（太字は優先的に取り組む施策）	主な取組	重要業績評価指標
保健・福祉・医療	要配慮者等への支援体制の整備	○避難行動要支援者名簿の整備・活用 ○福祉避難所の指定 ○民間福祉施設の耐震化促進	など
	医療機関の早期復旧に向けた連携	○医療機関との連携体制の構築	
	被災地区における感染症予防対策		
教育・文化	学校における安全確保・防災教育	○学校安全計画等の作成 ○児童・生徒及び教職員に対する防災教育	
	社会教育施設の安全確保	○社会教育施設危機管理計画の作成	
	文化財の災害対策	○文化財保存地域計画の策定に伴う、文化財災害予防対策	
環境	河川などの治水・防災対策	○河川管理施設等の水害予防対策 ○洪水予報河川等に指定されていない中小河川における対策 ○準用河川の改修推進	など
	農地・山林での災害対策	○不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急措置体制の整備 ○農業用ダム・ため池施設の災害予防対策 ○森林經營管理制度による、管理が不全な森林の所有者の管理意向把握、適切な管理の促進	など
	上水道・下水道施設の災害対策	○上下水道施設の耐震性の強化 ○上下水道施設の修繕・更新 ○上下水道施設の非常用電力の確保	など
	災害時の応急給水・污水处理対策	○汚水收集運搬体制の確立 ○応急給水用資機材の備蓄 ○処理施設の躯体補修・機械設備等の更新	など
	有害物質等の拡散・流出対策	○放射性物質モニタリング検査、PRの実施 ○有害物質の適正管理等の促進	
	災害廃棄物の処理体制の整備	○災害時における一般廃棄物処理対策の構築 ○災害廃棄物等の処理体制の整備 ○災害廃棄物処理計画の策定	
	ライフラインの復旧対策	○ライフライン設備の耐震化促進 ○災害拠点病院との応急給水訓練	
住宅・都市・交通・消防	民間建築物の耐震性の強化・防災対策の促進	○民間建築物を含めた耐震性の強化促進 ○家具等転倒防止策の促進 ○主要道路沿道の建物の不燃化促進	など
	地域防災力の向上	○地域住民に対する火災予防の指導 ○消防組織の充実・強化 ○指定避難所以外の避難所などにおける備蓄倉庫の整備	など
	道路・橋梁の防災、減災対策	○道路冠水対策 ○道路の修繕・更新 ○橋梁長寿命化修繕の推進	など
	緊急輸送道路等の整備、確保	○緊急輸送路の整備、確保 ○国道4号（国管理）・矢板那須線（県管理）における災害時の物流停滞対策を要望 ○臨時ヘリポートの整備、確保	
	老朽空き家対策	○管理不全な空き家等の所有者への適正管理指導 ○不良住宅の解体費補助制度	
	孤立可能性地区における対策の推進	○孤立可能性地区の離着陸場用地の確保 ○孤立可能性地区の避難場所等の確保 ○孤立可能性地区に通じる道路等の整備	
	住民等への災害情報の伝達	○広報車（市職員、消防職員、消防団員、警察官）による周知 ○防災無線、メール、HP、SNSによる周知	
	都市への災害リスクの把握・対策	○洪水浸水想定区域における対策 ○急傾斜地崩壊危険箇所の実態調査（取組主体：県） ○立地適正化計画の策定に伴う災害リスクの把握	
	迅速な復旧・復興に向けた対策	○早期復旧復興のための地籍調査事業の推進 ○公営住宅等の一時転用	

産業	民間事業者の防災体制の強化	○民間建築物の耐震化の促進 ○民間事業者の防災体制の強化 ○防火管理者等の育成・指導	など	・誘致企業数(累計) 42件（R2）→47件（R7）
	農林業用施設の防災対策	○農地・農業用施設及び林業用施設対策		
行政機能	サプライチェーンの寸断に備えた対策促進	○県、関係機関との連携によるBCP策定促進 ○県、関係機関との連携による市内への本社機能の移転促進 ○矢板ふるさと支援センターにおけるテレワーク環境の整備		<ul style="list-style-type: none"> ・災害時用給水袋の保有枚数 400枚（R1） →3,400枚（R7） ・防災上重要な市有建築物の耐震化率 95%（H27（推計値）） →100%（R7） ・備蓄数量 非常食（アルファ米）： 9,000食（R2） →10,000食（R7） ・簡易浄水器： 44基（H29）→50基（R7）
	情報収集連絡体制の整備	○非常通信の利用 ○連絡体制の整備、強化 ○民間事業者への災害情報の放送要請		
	業務継続体制の整備	○組織改編・業務内容変更に応じた「業務継続計画」の改訂 ○非常招集訓練 ○職員に対する防災教育		
	災害活動拠点や避難所などの確保・運営	○公共建築物の耐震化を中心とした施設改修及び整備 ○市外避難者受入対策 ○災害対策活動拠点における非常用電源の整備		
	物資等の備蓄、調達体制の整備	○飲料水の確保対策 ○調達体制の整備 ○物資輸送機関との連携体制		
	帰宅困難者対策	○一時滞在施設等の確保 ○帰宅困難者の誘導等の体制整備		
	避難誘導体制の整備	○避難に関する知識の周知徹底 ○水位情報の通知及び周知 ○避難実施・誘導体制の整備		
	関係機関などとの連携体制の整備	○協定先機関、自治体等との連携 ○行政・防災関係機関・大学との連携 ○地域防災の充実・ボランティア連携強化		
	官民連携・広域連携	○行政区、自主防災組織、地域防災活動推進員への連絡 ○地域防災の充実・ボランティア連携強化 ○自衛消防力の強化		<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織の設立数 43/65行政区（R1） →65/65行政区（R7） ・消防団員数 368人（R2） →390人（R7）
老朽化対策	地域等との連携	○民間事業者への災害情報の放送要請 ○物資輸送機関との連携体制	など	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の耐震化率 100%（H27（推計値）） →100%（R7） ・社会福祉施設の耐震化率 88%（R2）→100%（R7） ・上水道管路更新率 1.0%（R1）→1.0%（R7） ・上水道管路の耐震化率 29.9%（R1）→32.5%（R7） ・住宅耐震化率 80%（H27（推計値）） →95%（R7） ・耐用年数経過した市営住宅等の用途廃止戸数 632戸（R2）→546戸（R7）
	民間事業者との連携強化	○民間事業者との連携による一時滞在施設等の確保		
老朽化対策	広域連携の推進	○行政・防災関係機関・大学との連携 ○協定先機関、自治体等との連携 ○市外避難者受入対策		
	社会資本等の老朽化対策	○公共建築物の耐震化を中心とした老朽化対策 ○公共施設総合管理計画に沿った適切な維持管理の推進 ○橋梁長寿命化修繕の推進 ○道路の修繕・更新 ○上下水道施設の修繕・更新 ○上下水道施設の耐震化 ○民間建築物の耐震化の促進		

第4章 計画の推進及び進捗管理

第3章に示す8分野26項目の優先的に取り組む施策は、限られた資源で効率的・効果的に安全・安心なまちづくりを推進するために、優先・重点的に取組を進めます。